平成２２年（フ）第３４６号
広島県庄原市総領町亀谷781番地３
債務者　八木　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６６号
徳島県阿南市柳島町権ノ神24番地１
債務者　宮崎　義明
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第４２５号
福岡県久留米市城南町12番地36
債務者　田代　歩美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９５４号
福岡県中間市朝霧４丁目20番７号
債務者　石原　丈一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１３３号
福岡県遠賀郡芦屋町幸町８番Ａ―26号
債務者　中西　圭夏
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６０号
北九州市小倉北区赤坂４丁目７番６―208号
債務者　衛藤　　忍
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６４号
北九州市戸畑区高峰２丁目１番４号
債務者　村田　崇輔
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１７５号
北九州市門司区東港町２番40号
債務者　延山みのり
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１７６号
北九州市門司区東新町１丁目１番１―802号
債務者　西園　育美（旧姓前原）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１８９号
北九州市小倉南区北方３丁目22番２―202号
債務者　丸尾紀美世
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１２号
北九州市小倉南区城野４丁目２番５号コーポしのむら101号
債務者　牛尾　　雄
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６６号
大分市大字賀来181番地の２
債務者　須藤　美穂
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５８７号
大分市萩原１丁目19番34号　松栄堂ビル801号、申立時の住所大分県別府市亀川四の湯町14番28号　亀川ランドマーク21―203号
債務者　赤峯　正博
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９５号
大分市大字寒田155番地の65
債務者　姫野　千尋
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６２０号
大分県別府市石垣西６丁目３番18―201号
債務者　宇都宮直佳
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３２０号
宮崎市南花ケ島町114番地　ナチュラルタウンⅡ802号、前住所宮崎市小松台西３丁目７番地３
債務者　柳元　健一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４６号
宮崎市江平東１丁目４番９号
債務者　竹田　清美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９３号
宮崎市大字新名爪4345番地５、前住所愛知県半田市白山町１丁目94番地　メゾン都築203号
債務者　河野　　聡
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係